三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月22日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案)

三次市国民健康保険税条例(平成16年三次市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の7.28」を「100分の7.93」に改める。 第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「28,900円」を「32,900円」に改める。

第5条の2第1号中「19,600円」を「21,600円」に改め、同条第2号中「9,800円」を「10,800円」に改め、同条第3号中「14,700円」を「16,200円」に改める。

第6条中「100分の2.23」を「100分の2.61」に改める。 第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「9,200円」を「10,900円」に改める。

第7条の3第1号中「5,900円」を「7,000円」に改め、同条第2号

中「2,950円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「4,425円」 を「5,250円」に改める。

第8条中「100分の1.93」を「100分の2.01」に改める。 第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「9,700円」を「10,200円」に改める。

第9条の3中「5,000円」を「5,100円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「20,230円」を「23,030円」に改め、 同号イ(ア)中「13,720円」を「15,120円」に改め、同号イ(イ) 中「6,860円」を「7,560円」に改め、同号イ(ウ)中「10,290 円」を「11,340円」に改め、同号ウ中「6,440円」を「7,630円 」に改め、同号エ(ア)中「4,130円」を「4,900円」に改め、同号エ (イ) 中「2,065円」を「2,450円」に改め、同号エ(ウ) 中「3,0 98円」を「3,675円」に改め、同号オ中「6,790円」を「7,140 円」に改め、同号カ中「3,500円」を「3,570円」に改め、同項第2号 ア中「14,450円」を「16,450円」に改め、同号イ(ア)中「9,8 00円」を「10,800円」に改め、同号イ(イ)中「4,900円」を「5 , 400円」に改め, 同号イ(ウ) 中「7, 350円」を「8, 100円」に改 め,同号ウ中「4,600円」を「5,450円」に改め,同号エ(ア)中「2 , 950円」を「3, 500円」に改め, 同号エ(イ)中「1, 475円」を「 1,750円」に改め、同号エ(ウ)中「2,213円」を「2,625円」に 改め、同号オ中「4,850円」を「5,100円」に改め、同号カ中「2,5 00円」を「2,550円」に改め、同項第3号ア中「5,780円」を「6, 580円」に改め、同号イ(ア)中「3,920円」を「4,320円」に改め , 同号イ(イ)中「1, 960円」を「2, 160円」に改め, 同号イ(ウ)中 「2,940円」を「3,240円」に改め、同号ウ中「1,840円」を「2 , 180円」に改め, 同号エ(ア)中「1, 180円」を「1, 400円」に改 め、同号エ(イ)中「590円」を「700円」に改め、同号エ(ウ)中「88 5円」を「1,050円」に改め、同号オ中「1,940円」を「2,040円 」に改め、同号カ中「1,000円」を「1,020円」に改め、同条第2項第 1号ア中「4,335円」を「4,935円」に改め、同号イ中「7,225円」を「8,225円」に改め、同号ウ中「11,560円」を「13,160円」に改め、同号エ中「14,450円」を「16,450円」に改め、同項第2号ア中「1,380円」を「1,635円」に改め、同号イ中「2,300円」を「2,725円」に改め、同号ウ中「3,680円」を「4,360円」に改め、同号エ中「4,600円」を「5,450円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (適用区分)
- 2 この条例による改正後の三次市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以 後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保 険税については、なお従前の例による。